

阿南町特定事業主行動計画

阿 南 町
阿南町教育委員会

総論

1 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表する。

2 計画期間

本計画は平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

3 計画の推進体制

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各課長等を構成員とした行動計画推進委員会を設置する。

次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。

仕事と子育ての両立等について当該相談・情報提供を適切に実施するための担当者の配置を行う。

啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。

本計画の実施状況については、各年度ごとに、行動計画推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策や計画の見直し等を図る。

具体的内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。

（実施時期：平成 18 年度から）

出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。

（実施時期：平成 18 年度から）

妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。

（実施時期：平成 18 年度から）

妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

（実施時期：平成 18 年度から）

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

子どもの出生時及び、小学校就学前の子の養育時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。

（実施時期：平成 18 年度から）

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業制度の周知

育児休業に関する制度の周知を図る。

（実施時期：平成 18 年度から）

育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。

（実施時期：平成 18 年度から）

妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

（実施時期：平成 18 年度から）

研修等において、育児休業制度等の制度説明を行う。

（実施時期：平成 18 年度から）

イ 育児休業等体験談等に関する情報提供

育児休業等経験者の体験談や育児休業を取得しやすい職場環境づくりの取組例をまとめ、職員に情報提供を行う。

（実施時期：平成 18 年度から）

ウ 育児休業を取得しやすい雰囲気醸成

育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該課等において業務分担の見直しを行う。

（実施時期：平成 18 年度から）

庁議等の場において、必要に応じて育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

（実施時期：平成 18 年度から）

エ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業中の職員に対して、休業期間中の通達等の送付等を行う。

（実施時期：平成 18 年度から）

必要に応じて復職時における研修等を実施する。

（実施時期：平成 18 年度から）

オ 育児休業に伴う臨時職員の活用

課等内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時職員の活用による適切な代替要員の確保を図る。

（実施時期：平成 18 年度から）

カ その他

育児中の職員のための通勤用駐車場の確保に配慮する。

（実施時期：平成 18 年度から）

以上のような取組を通じて、育児休業等の取得率を向上させる。

(4) 超過勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

（実施時期：平成 18 年度から）

イ ノー残業デイ等の実施

ノー残業デイを設定し、館内放送及び電子メール等による注意喚起を図るとともに、課長等による定時体調の率先垂範を行う。

（実施時期：平成 16 年度から）

ウ 事務の簡素合理化の推進

各職員に業務遂行体制の工夫・見直しをさせ、効率的な事務遂行を図る。

（実施時期：平成 18 年度から）

新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。

（実施時期：平成 18 年度から）

定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。

（実施時期：平成 18 年度から）

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

超過勤務状況を、総務課長が把握し、超過勤務の多い職場の課長からヒヤリングを行い、注意喚起を行う。

（実施時期：平成 18 年度から）

超過勤務縮減のための取組事例を収集し、業務に反映させる。

（実施時期：平成 18 年度から）

オ その他

超過勤務の多い職員に対し、健康面への配慮を充実させる。

（実施時期：平成 18 年度から）

以上のような取組を通じて、各職員の 1 年間の超過勤務時間数について人事院指針等に定める上限目安時間の 360 時間の達成に努める。

(6) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

課長会の場において、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行う。

（実施時期：平成 18 年度から）

安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

（実施時期：平成 18 年度から）

イ 連続休暇等の取得の促進

子どもの行事にあわせた年次休暇の取得促進を図る。

（実施時期：平成 18 年度から）

国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。

（実施時期：平成 18 年度から）

職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図る。

（実施時期：平成 18 年度から）

ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。

（実施時期：平成 18 年度から）

リフレッシュ休暇の取得促進を図る。

（実施時期：平成 18 年度から）

以上のような取組を通じて、職員 1 人当たりの年次休暇の取得を向上させる。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する地域貢献活動

子ども・子育てに関するボランティアへの参加を促す。

（実施時期：平成 18 年度から）

イ 子どもの体験活動の支援

子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動に関するデータベースを作成し、職員の積極的な参加を支援する。

（実施時期：平成 18 年度から）

子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。

（実施時期：平成 18 年度から）

子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を実施する。

（実施時期：平成 18 年度から）

- ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援
交通事故予防についての呼びかけを実施する。
（実施時期：平成 18 年度から）
交通安全講習会の実施や、専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援する。
（実施時期：平成 18 年度から）

- エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備
子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動への職員の積極的な参加を支援する。
（実施時期：平成 18 年度から）

- (2) 子どもとふれあう機会の充実
子どもを対象とした職場見学会を積極的に受け入れる。
（実施時期：平成 18 年度から）
運動会等のレクレーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるようにする。
（実施時期：平成 18 年度から）

- (3) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上
職員に対し、家庭における子育てやしつけのヒント集等を活用し、家庭教育に関する講座・講演会等の情報の提供を行う。
（実施時期：平成 18 年度から）